

(新)知床世界遺産センター(仮称)整備事業費

35百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

平成17年7月の第29回世界遺産委員会において、「知床」(北海道)が新たに世界自然遺産として登録された。

登録に伴い、知床が有する世界的に顕著な普遍的価値(OUV: Outstanding Universal Value)を保全していくことが日本の責務となった。世界遺産条約第5条においては、当事国に対し、世界自然遺産の保護、保存等のための研修センターの設置等を促進すること、学術的調査を奨励することが求められている。

このため、以下のような機能を有する「知床世界遺産センター(仮称)」を整備する。

調査研究・モニタリング
情報の収集・管理・提供
普及啓発
人材育成 等

(参考)世界遺産条約 第5条 (e)

文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は発展を促進し、並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。

2. 事業計画

平成18年度～20年度

事業内容	H18年度	H19年度	H20年度
(1) 基本計画、基本設計	→		
(2) 実施設計		→	
(3) 施設整備			→

3. 施策の効果

知床世界自然遺産地域の保護と適正な利用の推進

知床世界遺産センター(仮称)

～ 知床世界自然遺産地域の保全管理の拠点施設 ～

調査研究・モニタリング

< 自然環境 >

- ・気候
- ・流水
- ・植生(森林植生、草本植生、外来種等)
- ・動物(鳥類、海棲哺乳類、陸棲哺乳類、魚類等)
- ・自然景観 等

< 社会環境 >

- ・河川工作物の設置状況
- ・利用者数 等

情報の収集・管理・提供

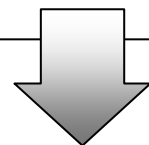
自然環境及び社会環境に関する情報の収集を行い、GIS等を活用して一元化し、提供

普及啓発

世界遺産を人類全体の宝として保全し、持続可能な活用を図っていくための普及啓発を実施

人材育成

調査研究・モニタリング、情報の収集・管理・提供、普及啓発等を実施してくための人材を育成



知床世界自然遺産地域の保護と適正な利用の推進